

令和3年11月29日

生徒並びに保護者の皆さま

県立村岡高等学校長

出席停止の取扱いについて

県教育委員会から11月25日付け「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針の改定」の通知がありました。

現在は、ワクチン接種率も向上し、兵庫県はもとより全国的にも新規感染者数が大幅に減少している状況です。これに伴い、出席停止の取扱いを11月29日より、下記のとおりといたします。

ご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

11月29日以降の出席停止の扱い

(1) 同居家族に発熱等の症状がある場合（ワクチン接種後を含む）や濃厚接触の疑いに伴うPCR検査を受けている場合は、生徒の健康観察を徹底したうえで、登校可とします（出席停止の取扱いではなくなりました）。

(2) 生徒本人の出席停止の取扱いに関しては、今までと変更ありません。

<参考>

- | | |
|------------------|--------------------|
| ア 感染した場合 | → 「治癒するまで」出席停止 |
| イ 濃厚接触者に特定された場合 | → 「保健所の指示の期間」出席停止 |
| ウ 検査（PCR・抗原等）を受診 | → 「陰性が確認されるまで」出席停止 |
| エ 発熱や風邪症状がある場合 | → 「症状が改善するまで」出席停止 |
- ・ワクチン接種後も含みます。
 - ・かかりつけ医等から「感染の疑いや恐れがなく登校は許可」の診断を受けた場合は登校可とします。